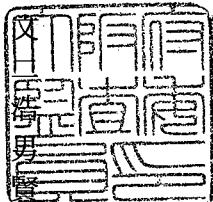


府監第1724号
令和2年2月21日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府監査委員
同 同 同
西本浩大
本岸山中
橋佳明
島同



監査の結果（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき実施した監査の結果は、下記のとおりであったので、同条第9項の規定により報告します。

記

監査の範囲	主に平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行
監査対象機関	別表1のとおり
監査実施日	令和元年10月1日から令和2年1月31日まで ただし、教育庁にあっては令和元年10月1日から同年12月12日まで、公安委員会にあっては同年10月1日から同年11月29日まで
監査の実施方針	財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。
監査の結果	別添のとおり 〔なお、別表2の機関においては、検出事項に該当するものはなかった。〕

別表1

所管部局	監査対象機関
政策企画部	消防学校及び東京事務所
財務部	府税事務所（中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河内・中河内・北河内）及び大阪自動車税事務所
府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所及びパスポートセンター
福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター（中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田）、修徳学院及び子どもライフサポートセンター
健康医療部	保健所（池田・吹田・茨木・寝屋川・守口・四條畷・藤井寺・富田林・和泉・岸和田・泉佐野）及びこころの健康総合センター
商工労働部	計量検定所、総合労働事務所、高等職業技術専門校（東大阪・夕陽丘・南大阪・北大阪）及び障害者職業能力開発校
環境農林水産部	農と緑の総合事務所（北部・中部・南河内・泉州）、動物愛護管理センター及び家畜保健衛生所
都市整備部	収用委員会事務局、土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、流域下水道事務所（北部・東部・南部）、安威川ダム建設事務所及び箕面整備事務所
教育庁	教育センター、図書館（中之島・中央）、高等学校（東淀川・北淀・淀川清流・阿武野・大冠・八尾北・今宮・堺東・和泉総合・市岡・城東工科・港南造形・住吉）及び支援学校（堺聴覚・八尾・吹田・堺・藤井寺・中津）
監査委員事務局	監査委員事務局
公安委員会	警察本部及び警察署（港・浪速・吹田・高石）

別表2

所管部局	監査対象機関
政策企画部	消防学校及び東京事務所
財務部	府税事務所（なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・南河内・中河内・北河内）
府民文化部	消費生活センター及びパスポートセンター
福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター（中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田）及び子どもライフサポートセンター
健康医療部	保健所（池田・吹田・茨木・寝屋川・守口・藤井寺・富田林・和泉・岸和田）及びこころの健康総合センター
商工労働部	総合労働事務所、高等職業技術専門校（東大阪・夕陽丘・南大阪）及び障害者職業能力開発校
環境農林水産部	農と緑の総合事務所（北部・中部・南河内・泉州）
都市整備部	土木事務所（茨木・八尾・富田林・鳳・岸和田）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、流域下水道事務所（北部・東部・南部）、安威川ダム建設事務所及び箕面整備事務所
教育庁	図書館（中之島・中央）、高等学校（東淀川・北淀・淀川清流・大冠・八尾北・市岡・住吉）及び藤井寺支援学校
監査委員事務局	監査委員事務局
公安委員会	警察署（浪速・吹田・高石）